

吹田市公告第 3 6 5 号

破碎選別工場等施設整備・保守業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 6 月 3 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 委託業務名

破碎選別工場等施設整備・保守業務

2 履行場所

吹田市千里万博公園 4 番 3 号

3 履行期間

令和 6 年（2 0 2 4 年）1 0 月 1 日～令和 9 年（2 0 2 7 年）9 月 3 0 日

4 委託概要

破碎選別工場及び資源リサイクルセンターの施設整備・保守業務

5 入札回数

2 回までとする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- （1） 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 本市の入札参加有資格者名簿登録業者であり、参加希望種目が「施設管理」又は「施設設備管理」で、本業務を履行可能とみなされる者であること。
- （3） 過去 1 0 年間で一般廃棄物の粗大ごみ処理施設（施設規模が 4 0 t／日（5 時間）以上の能力を有する施設）を元請業者としての 3 年以上継続した維持管理実績（単年度契約で継続したものを含む）を 2 件以上有していること。
- （4） 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を

受けていないこと。

- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更正又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 単独企業によるものとする。

7 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格について本市の事前審査を受けなければならない。また入札後、後記16に規定する積算内訳書等の審査及び事後審査を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和6年6月3日(月)から6月20日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出場所

吹田市千里万博公園4番3号

吹田市破碎選別工場

電話 06(6877)7515

ウ 申請書の取得方法

吹田市破碎選別工場のホームページ(「トップページ」→「くらし」→「環境・ごみ・リサイクル」→「ごみ減量・リサイクル」→「破碎選別工場」→「破碎選別工場等施設整備・保守業務に係る制限付一般競争入札について」)からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

(ウ) 申請書は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。(2)アに記載する期間内に必着のこと。)によるものとする。

- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年6月25日(火)頃を目途にFAX等により通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 仕様書の交付

仕様書等は、入札参加資格があると認められた者に配布日時及び配布場所等の案内を通知する。

9 現場説明会

実施しない。

10 質疑及び回答

- (1) 仕様書等に関し質疑がある場合は、吹田市破砕選別工場ホームページから質疑書（様式2）をダウンロードし質疑内容を記載してFAXにて提出すること。
- (2) 受付FAX番号 吹田市破砕選別工場 06（6876）6185
- (3) 質疑受付期間 令和6年6月27日（木）から令和6年7月10日（水）
- (4) 質疑に対する回答は、令和6年7月19日（金）を目途にFAXにより、入札参加資格を有する者全てに回答する。なお、質疑がなかった場合は、FAXは送信しない。

11 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年8月1日（木）午前10時00分（時間厳守）
- (2) 入札場所 吹田市千里万博公園4番3号
資源リサイクルセンターC棟5階会議室3

12 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札及び事後審査時点

において前記 6 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 5 落札候補者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせてただちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することができない。

1 6 事後審査及び落札者の決定

1. 前記 1 5 により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し入札参加条件を審査する事後審査を行うので、以下の書類をすみやかに提出すること。

- ・提出書類

- (1) 入札参加資格要件を満たす元請受注実績を証する書類
(契約書・仕様書等)
 - (2) 積算内訳書
 - (3) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書
2. 前項に規定する事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。ただし、入札参加資格がないと認められる場合は、次順位の落札候補者について入札参加資格の審査を行う。

1 7 落札決定の取り消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の (1) から (4) までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第 1 1 条に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 1 4 条に定める期間内に契約を締結しないとき

1 8 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
保険証券の提出

1 9 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

2 0 契約予定日

令和6年9月2日(月)

2 1 特約事項

契約締結日から履行期間始期日までの期間において、業務引き継ぎを含む業務履行に必要な準備を行うこと。これに要する費用は落札者の負担とする。

2 2 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」、「仕様書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

2 3 問合せ先

吹田市千里万博公園4番3号

吹田市破碎選別工場

電話 06-6877-7515

FAX 06-6876-6185